

9月17日(水)に平成15年度の地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会が開催されました。以下は、その際の議事概要です。

第1回 釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

9月17日(水)午後3時から午後4時40分・・・議事
午後4時40分から午後5時・・・庁舎見学等

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者

(1) 委員

石井清行(北海道建築士事務所協会) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)
栗林定正(釧路青年会議所) 酒井源樹(北海道教育大学教育学部釧路校)
佐藤正樹(釧路司法書士会) 平間育子(釧路市女性団体協議会)
堀川 勉(北海道新聞釧路支社報道部) 松実 寛(釧路消費者協会)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会) 今 重一(釧路弁護士会)
小高雅夫(釧路地方検察庁) 菊池則明(釧路地方裁判所民事部)
河原俊也(釧路地方裁判所刑事部)

(2) 説明者

所長 末永 進, 事務局長 早川 登, 民事首席書記官 菊池優一
刑事首席書記官 福岡正美, 事務局次長 上田俊明

(3) 庶務

総務課長 織田裕彦, 総務課課長補佐 菅原 克, 庶務係長 田向百代

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :司会者)

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 委員会設置説明(事務局長) - 説明内容は別紙(1)のとおり(省略)

(4) 報道機関退室

(5) 自己紹介(五十音順)

(6) 委員長の選出

: 委員長の選出について何かご意見がありますか。

: 委員会の招集や通信の発行等様々な面で裁判所の庶務と関わらなければならないことが多々あり、日常的な連絡が必要となることを考慮すると、裁判所の委員である菊池則明委員が相当である。

: 家裁委員会は歴史があるけれども、この地裁委員会は今回が初めてなので、裁判所の内部事情をよく知っている人がよい。

: 異議なし

満場一致で菊池委員を委員長に選任

(7) 委員長就任あいさつ，以下委員長進行による実質審議

菊池委員長から就任あいさつがされた。

ア 委員長代理の指名

委員長は，委員長代理として裁判所の河原俊也委員を指名した。

イ 運営ルールの検討

事務局から，運営にあたり，どのようにしていくべきか，公開の有無，議事録の作成の要否等決めなければならないルールについて説明がされた。

： 規則 9 条において運営に関し必要な事項は委員会が定めることとされており，必要と考えられる次の事項につき確認を要する。

委員会の招集，審議の議長，委員会の成立要件，表決，

議案の提案，委員会，議事概要の公開，説明者の出席，議事概要の作成，

委員会通信の発行

(ア) 委員会の招集，審議の議長について

： これについては，招集権者としては，委員長とし，議長も委員長が務めるということでよろしいか。

： 異議なし。

(イ) 委員会の成立要件について及び 表決について

： 定足数を定めるかどうかであるが，議案によっては必ずしも多数決に馴染まないものもあるかと思うがいかがか。

： できるだけ出席してもらうためにも緩やかな取り決めはしておいた方がよい。

： 今の時点では，議決を要する案件がどうかどうかも分からないため，多数意見もあり，少数意見もあったというようにしておいてはいかがか。

： では，二人の意見を踏まえ，過半数をもって定足数とし，その出席した委員の過半数による表決とするのを原則とする。また少数意見も採り入れるとする。

： 異議なし。

(ウ) 議案の提案について

： 事務局の準備もあるし，資料集めや検討すべき事案もあるだろうから委員会開催前の何週間か前までに提案を出していただきたい。

： 何か議案があったら，事前に事務局に提出することとする。

： 異議なし。

(エ) 委員会，議事概要の公開について及び 議事概要の作成について

： まず，一般傍聴を認めるかどうかについて意見を伺いたい。

： この地裁委員会がこれからどういうことをやっていくのかが分からないので，既に開催された家裁委員会の例を紹介してほしい。

： 家裁委員会では，一般傍聴は禁止することとなった。

： 一般の傍聴を許すと，特定の当事者や多数の人が押し寄せたりして，委員会の審議が阻害されるおそれが多分にあることから，禁止したほうが良いと思う。家裁委員会でもその点を考慮していた。

： では一般傍聴は禁止することによってよろしいか。

： 異議なし。

- : 報道機関に対する公開の点についてはどうか。この点家裁委員会ではどうなったか。
- : 冒頭のみ公開し、実質審議については、委員が集中して審議が出来かねるおそれがあるということから、非公開となった。
- : 議事録の公開とも関係することであるが、委員の一言一句が公開されてしまうと葉尻をつかまれて何らかの圧力がかかたりするなどのおそれがあることから、自由な発言を担保するため、大まかな事については後程まとめて報道機関に公開、説明すれば足りると思う。
- : 基本的には、広く公開するべきである。テレビカメラの取材に対しては、冒頭部分でよいと思うが、マスコミの取材自体は、この委員会の設置趣旨から言ってもすべて取材に応じる必要があると思う。

なお、案件により公開になじまないような微妙なものについてのみその都度禁止することとしてはどうか。
- : 今まで出た意見では、報道機関に対する公開が原則禁止か原則許可かが分かれているがどちらを原則とし、どちらを例外とすべきか。
- : 原則は公開でいいと思う。報道機関といっても、記者クラブ加盟の特定の記者が取材に来るわけであるから、そうした記者であれば本委員会の趣旨は十分理解してやって来るので、その趣旨からいうと当然公開すべきと考える。また、委員個人の名前が出ることについても真剣に裁判所の運営について議論しているのだから、名前がでること自体何ら構わないのではないか。どうしても委員個人が匿名にしてほしいという場合にのみ、そのような扱いにしてはいかがか。
- : 判断の基準が分からないので、裁判所としてどのレベルの問題をこの委員会での議題としてほしいと考えているのか教えて欲しい。
- : 裁判所が押しつけることはないと思う。こういう場合はこうとか、このレベルで協議して欲しいというものは何もないはずだし、ここに集まっている委員の方々の普段感じている、思っていることの範囲内で考えてくれればよいと思う。
- : 議題としては、システムの欠陥や不備についての議論となると思われ、個別具体的な裁判事項とか裁判批判につながるような事柄は当然言えないであろう。
- : このような委員会が開かれているということ国民に広く知ってもらうことも必要であると思うが、議事録の件についていうと、結果かそれに至る経過かのどちらを重んじるかによっても違うのではないか。

私個人としては、結果よりもその議論した経過が大事ではないかと思うし、本音ベースで話していくには、なるべく名前をふせ、原則禁止、必要に応じて公開としたほうがいいのではないか。
- : 委員会の設置趣旨から言うと原則公開とすべきで、必要があれば非公開とすべきだと思う。議事録についても、発言者名を付けた議事録を作成し、公開する場合には、議事要旨として名前をふせて行うべきではないかと思う。
- : 議題に応じてその都度、公開、非公開を決定すればいいのではないか。
- : 議事録はきちんと作成して、公開用には議事概要でもいいのではないか。
- : 委員会の設置趣旨から言っても、限りなく公開すべきであり、裁判所に対し幅広く委員会の意見を取り込んでもらおうというものであるから非公開で話さなければならぬ

いような議題はないのではないかと思います。非公開にすること自体設置趣旨からして逆方向に向かってしまうのではないかと。

- : 公開の原則は分かるけれども、この委員会での議決については、陳情程度の意味しか持たないと思う。公開することにより、自由闊達な意見を述べることは到底不可能になり、本音で意見を闘わせた後で、新聞にそのまま出るとなるとちょっと困る。
- : 家裁委員会での議論では、自分たちも色々看板を背負っているため、最終的にこう決まったということになるのはいいが、その議論の過程においてまで公開されるのでは困るという意見により、原則非公開とし、議事録についても、名前をふせた概要とするという事になったので、この地裁委員会においてもこれでいいのではないかと。
- : マスコミが傍聴しているというだけで議論が活発にならないというのであれば原則非公開として構わない。
- : 本委員会の設置された趣旨が広く意見を聞くということであるから、そのところを最も重要視すべき点であり、原則はやはり公開とすべきであろう。
- : それではだいたい意見が出尽くした感じだが、意見が分かれているので、多数決により決したいと思うがいかがか。
- : 異議なし。

挙手の方法による多数決が実施された。多数決の結果は、次のとおり。

報道機関に対する議事の原則公開とした委員 7 人

報道機関に対する議事の原則非公開とした委員 6 人

- : 多数決の結果、本委員会の報道機関に対する議事については、原則公開とする。議事録については、概要を公開することとし、発言者個人名は載せないものとする。また、議事概要の作成は、総務課が作成し、公開についてはインターネットや委員会通信に載せることとする。

なお、今回の第 1 回目の議事概要については、全委員にまず見せてもらって委員の了承を得てから公開することとし、次回以降の公開についてはまた検討したいと思う。

- : 異議なし。

(オ) 説明者の出席について及び 委員会通信の発行について

- : 裁判所から色々説明を聞かなければならない事項が多数あることから、出席してもらおうことにし、委員会通信についても作成し、広く公開することとしたいと思うがいかがか。
- : 異議なし。

ウ 諮問事項説明（事務局長） - 説明内容は別紙(2)のとおり（省略）

「より利用しやすい司法の在り方」

- : この諮問事項については、次回に議論するが、何か意見等はあるか。
- : 抽象的なので、小柱を 4, 5 本立ててもう少し具体的な事柄について検討する必要があるのではないかと。例えば、裁判員制度についてなどはもう間近に迫ってきている事柄であるため、議論する価値はあると思う。
- : 利用しやすいというのは、この地域である釧路地裁が利用しやすいようにする方策を考えればよいと思うので、まずは、釧路地裁の事を知らないという議論もできかねる。そこで、釧路地裁の概要、現状をまず説明してもらいたい。

: 利用しやすいという事柄の裏返しとして、現状は利用しにくいと言うことが言える。利用しにくい現状や問題点として何か提議してくれれば、より活発な議論ができると思う。

: まずこの諮問事項について議論するためのとっかかりとして、現状を委員に知ってもらうために裁判所よりまず説明をしてもらうこととし、現状において何が問題なのかも課題として事前に提案してもらうこととすることでどうか。

: 異議なし。

エ 日程確認

裁判所案配布，説明（事務局次長） - 説明内容は別紙(3)のとおり（省略）

オ 第2回地裁委員会の開催日と時間

平成15年11月21日（金）午後1時30分～

(8) 閉会の言葉（総務課長）

5 庁舎見学（希望者のみ）

第一会議室 競売閲覧室 1号法廷 3号法廷 集会室 道交事務室 1階調停室

第1回 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

9月17日(水)午後1時30分から午後2時30分・・・・・・議事

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者

(1) 委員

足立あつ子(釧路市共同募金会会長) 川澄重雄(NHK釧路放送局長)
木村征範(北海道教育庁釧路教育局長) 久原千代香(釧路更生保護婦人会会長)
清水幸彦(清水桜ヶ丘病院理事長) 両角靖二(釧路商工会議所会頭)
吉野 實(釧路赤十字病院院長) 渡部徳史(釧路調停協会会長)
福岡定吉(釧路弁護士会弁護士) 小高雅夫(釧路地方検察庁検事正)
河原俊也(釧路家庭裁判所判事)
欠席委員 伊東良孝(釧路市長), 荒又重雄(釧路公立大学長)

(2) 説明者

所長 末永 進, 事務局長 早川 登, 首席家裁調査官 佐々木裕太,
首席書記官 相原俊二, 事務局次長 津幡恭行

(3) 庶務

総務課長 三上泰仁, 総務課課長補佐 菅原 克, 庶務係長 田向百代

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :司会者)

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 新規則説明(事務局長) - 説明内容は別紙(1)のとおり(省略)

(4) 報道機関退室

(5) 新委員の紹介

2月の委員会以降に任命された委員河原俊也(釧路家裁判事)を紹介した。

(6) 審議(委員長:福岡定吉)

ア 委員長代理の指名

委員長から, 委員長代理として清水幸彦委員が指名された。

イ 運営ルールの検討

事務局から, 新規則において, 運営に関し必要な事項は委員会が定めることとされていることから, 運営するにあたってのルールについて説明がされた。

: 以下の事項につき検討を要するが, 今日(17日)は次回開催までに取り決めておかなければならない, , 及び に限って検討していただきたい。

委員会の招集, 審議の議長, 委員会の成立要件, 表決, 議案の提案, 委員会, 議事概要の公開, 説明者の出席, 議事概要の作成, 委員会通信の発行

(ア) 委員会の招集, 審議の議長について

: この件については, 委員長名で招集し, 委員長が議長を務めるということによろしいか。

- : 異議なし。
- (イ) 委員会，議事概要の公開について
 - : この件についてどういう事が問題なのか，事務局から説明を求めたい。
 - : 議事の公開の関係では，新規則には明示されておらず，確認事項として，議事録の公開及び議事の報道機関に対する公開が相当であるとされているので，仮に公開するとした場合には，公開の範囲，方法等細かく取り決めておく必要があるものと思われる。
 - : この問題については，議事そのものの公開と議事録の公開の二つに分けて考える必要があると思っている。議事の公開については，その範囲が問題となり，どこまで認めるか，一般傍聴までも認めるのかどうかという問題があるし，議事録の公開について誰がどういう事を言っているのかを明確にすべきなのか，それとも誰が言ったか分からないように名前を伏して公開するのか，それとも議事概要に留めておいた方がいいのかと言った問題をこの場で決めていただく必要があると思う。

たとえば，一般傍聴を認めるとすると，家裁の当事者等が来て，個別具体的な事を述べたり，ヤジをとばしたりする懸念があり，落ち着いた雰囲気の中で議事を進行させることは不可能となるし，まともな人が来るならそれでも構わないが，そうでない人も多くいることから慎重に議論をする必要がある。
 - : 問題点は分った。何かこの点につき意見はないか。
 - : 基本的に決議された事及びそのプロセスはすべて公開すべきと思う。公開をどこまでの範囲にするかという問題については，一般傍聴を認めるとして，当事者や特別の事情を持った方などが来た場合には，委員長裁量により委員長の許可制にするとかして，全ての一般傍聴人を排除するわけではないとすべきであると思う。しかし，本音のところ，私自身としては，私的な立場で色々意見も出したいという考えもあり，決議までの経過が事細かく公開されるとなると本来の議論を尽くす事は出来かねるので，報道機関には冒頭のみ公開とし，委員会終了後に，事務局の方で概括的に経過及び決議等を説明するに留め，どうしても傍聴したいという人がいれば，委員長判断で認めるというようにしておいた方がよいと考える。
 - : 規則1条で家裁の運営に広く国民の意見を反映させるためにこの委員会ができ，そのために国民の代表として我々が選ばれているというこの規則のシステム自体が間接的になっていることから考え，あえて一般傍聴を認める必要はなく，委員会の結果について市民に広く知らせる方法を探ればそれでよいと思う。また，議事録についても，肩書きや氏名をはずして，概要のみ市民に説明すればよい。
 - : 報道機関の公開は原則として相当だろうと思う。個別の当事者が傍聴するとなると，裁判の独立，司法権の独立との兼ね合いで問題となることが懸念される。よって，現時点では，報道機関にのみ公開し，議事録については概要のみの公開に留めておいてはいかがか。
 - : これまでの議論を聞いていると，報道機関にのみ公開し，一般傍聴は非公開とすることで異論はないようだが，どうしても傍聴したいという人がいる場合には，どうすべきか。私が思うに，傍聴を許してしまうと，例えば個別具体的な事項につき不満を抱いている人などは傍聴どころか発言もしてしまい議事進行を阻害されてしまうのが

予想されるので、やめておいた方がよいと思うのだがいかがか。

： 個人的には、一般傍聴には賛成しがたい。

： では、公開については、原則傍聴禁止とし、報道機関については、冒頭のみ公開し、実質審議については、非公開とすることでどうか。

： 異議なし。

(ウ) 議事概要の作成について

： 次に、議事録の取扱いだが、名前を載せるか、それとも誰が発言したかを分らないようにした概要にするかどうかの点で何か意見はないか。

： 発言者個人が識別されないような方法を探ってもらいたい。

： 発言者の意見が活発にさせるためにも個人の名前は載せないとすることを原則とすべきだ。

： 異議なし。

： では、内容についても要約で良いものとし、個々の意見等も特定しないで、概括的にこのような意見があったという程度でよいものとし、国民に対し、知る権利を担保するためには、議事概要をインターネットで流すとかすれば足りるのではないかと思うがいかがか。ただし、議事概要を公開するときには、事前に委員会に見てもらって、委員会の了承を得てから公開するというふうにしてはどうか。

： 異議なし。

(エ) 委員会通信の発行について

： これについても、前回の内容がどういうものであったかということを知る上でも作成する事自体はよいのではないかと思うが、いかがか。

： 異議なし。

ウ 事件概況説明・意見交換

家庭裁判所を巡る情勢（人訴導入，養育費の簡易算定導入について等）につき，首席家裁調査官が説明した。

家事事件，少年事件の動向について，家裁首席書記官が説明した。

エ 日程確認

裁判所案配布，説明（事務局次長） - 説明内容は別紙(2)のとおり

オ 第2回家裁委員会の開催日と時間

平成15年12月12日（金）午前10時～同11時30分